

(案)

厚生労働省発雇児※※※※第※号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

平成 29 年度保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「平成 29 年度保育所等整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成 29 年度保育所等整備交付金交付要綱

(通則)

1 平成 29 年度保育所等整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 ^{厚生省} _{労働省} 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村（指定都市、中核市及び特別区含む。以下同じ。）が買収する場合を含む。）、並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備及び保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が策定する市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）及び防犯対策強化整備計画（以下「防犯計画」という。）に基づいて実施される保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）に交付する。

(定義)

4 この交付要綱において「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所等	・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分 ・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分 ・平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園 ・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分
保育所機能部分	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。） ・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼稚園型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分
小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設
防音壁整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防犯対策を強化する観点から、保育所等又は小規模保育事業の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。 （地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）
修理	大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交

		<p>付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <p>① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>② その他必要と認められる上記に準ずる工事</p>
改造	<p>増築 増改築 改築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 <p>*改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。</p> <p>*地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。</p>
整備	<p>老朽民間児童福祉施設整備</p> <p>防音壁整備</p> <p>防犯対策の強化に係る整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が設置する施設について、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認めたものに限る。） ・防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（(4)防音壁を設置する施設及び(5)防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業（(3)小規模保育事業所については公立施設の施設整備事業を除く。）とする。

① 施設の種類	② 設置根拠	③ 設置主体
(1) 保育所等	児童福祉法第35条第4項及び同法第56条の8第3	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人

	項並びに認定こども園法第 17 条第 1 項及び同法第 34 条第 3 項	(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。) (以下「社会福祉法人等」という。) ただし、「待機児童解消加速化プラン」に参加実績のある市町村又は財政力指数が 1.0 未満の市町村及び財政力指数が 1.0 以上であって、平成 29 年 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ平成 29 年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村は、市町村が認めた者(公立施設を除く。)とする。
(2) 保育所機能部分	認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号	社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が、当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。) ただし、「待機児童解消加速化プラン」に参加実績のある市町村又は財政力指数が 1.0 未満の市町村及び財政力指数が 1.0 以上であって、平成 29 年 4 月 1 日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ平成 29 年度の保育拡大量が 90 人以上の市町村は、市町村が認めた者(公立施設を除く。)とする。
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項及び第 2 項	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(4) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(2)(3)に応じた「③設置主体」
(5) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	—	本表「①施設の種類」の(1)(3)に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用

- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画（以下「整備計画等」という。）に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 6の(1)の事業（保育所等）

ア 「待機児童加速化プラン」に参加する市町村（財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成29年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成29年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-1に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表2-2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-1、別表1-2に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 6の(2)の事業（保育所機能部分）

ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。）

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3で定める対象経費の実支出額

と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-3に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(3)の事業(小規模保育事業所)

ア 「待機児童加速化プラン」に参加する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村及び財政力指数が1.0以上であって、平成29年4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ平成29年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-5で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-5、別表1-6で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(4) 6の(4)の事業(防音壁を設置する施設)

市町村が策定する設置計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-7で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方

の額の合計に別表1-7で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(5) 6の(5)の事業(防犯対策の強化に係る整備を行う施設)

市町村が策定する防犯計画に基づく施設整備事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8の3基準のアで定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8の3基準のイで定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-8で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-8で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合、8の(1)(2)(3)、9の(2)(3)(4)の算定にあつては、「交付基準額表」中、A地域の基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) ①に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-3、別表2-6、別表2-10で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-3、別表1-3、別表1-5で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) ②③に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-4、別表2-7、別表2-11で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-1、別表1-3で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) ④に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

8の(1)(2)(3)、9の(2)について交付金の交付額の算定にあつては、「交付基準額表」中、「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

(4) ⑤に掲げる「保育所等」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

8の(1)(3)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
③	山村振興法(昭和40年法律第64条)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設
⑤	平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

(交付の条件)

11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

(2) 整備計画等に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(5) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1)～(3)に掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

- (6) (5) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業者が(5) により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

- ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。
- イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) 東京都

- ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。
- イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生（支）局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(状況報告)

15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により平成29年12月末日現在の状況を平成30年1月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生（支）

局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は平成29年4月10日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により、8、12、13、15及び16に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 - 1

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所等	本体工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>	別表 1 - 9 の通り

	<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。)</p>	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	
--	---	--	--	--

別表 1 - 2

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所等	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格に別表 1 - 9 に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積り</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>	別表 1 - 9 の通り
	仮施設整備工事費（災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。）	<p>大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 3

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 機能部分	本体工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>	別表 1 - 9 の通り
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。）	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1 - 4

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 機能部分	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格に別表 1 - 9 に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>	別表 1 - 9 の通り
	仮施設整備工事費（災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。）	<p>大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 5

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
小規模保育事業所	本体工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>	別表 1 - 9 の通り

	<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。)</p>	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	
--	---	---	--	--

別表 1 - 6

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
小規模保育事業所	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費(耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。)については、次のいずれか低い方の価格に別表 1 - 9 に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積もり</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7 に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>	別表 1 - 9 の通り
	仮施設整備工事費(災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。)	大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1 - 7

算 定 基 準

(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を3,222,000円(1/2相当)とする。	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>	別表1-9の通り

別表 1 - 8

算 定 基 準
(防犯対策の強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防犯対策の強化に係る整備	本体工事費	<p>防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格(以下「外構の設置、修繕等に係る見積り額」という。)に2分の1を乗じた額とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積もり</p> <p>※ただし、外構の設置、修繕等に係る見積り額が 300,000 円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格(以下「非常通報装置等の設置に係る見積り額」という。)に2分の1を乗じた額と 900,000 円を比較していずれか少ない額とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積もり</p> <p>※ただし、非常通報装置等の設置に係る見積り額が 300,000 円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>	別表 1 - 9 の通り

別表 1 - 9

保育所等整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※1)	1/4 (※1)
待機児童解消加速化プランに参加する市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（保育所等、小規模保育事業所の創設、増築、増改築に限る。）	2/3	1/12 (※2)	1/4 (※2)
9の①に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。）	3/4	1/8 (※3)	1/8 (※3)
9の②③に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。）	5. 5/10	1/4 (※4)	1/5 (※4)

- ※1 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/2
- ※2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3
- ※3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/4
- ※4 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体外工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,300	71,900
定員21~30名	68,500	75,400
定員31~40名	79,700	87,600
定員41~70名	90,700	99,900
定員71~100名	117,900	129,700
定員101~130名	141,800	156,000
定員131~160名	164,100	180,600
定員161~190名	186,400	205,100
定員191~220名	207,100	227,900
定員221~250名	229,500	252,500
定員251名以上	255,000	280,600
特殊附帯工事	9,900	
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21~30名	27	
定員31~40名	22	
定員41~70名	19	
定員71~100名	15	
定員101~130名	13	
定員131~160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	14,800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,100	2,320

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,200	94,900
定員21~30名	90,400	99,500
定員31~40名	105,100	115,600
定員41~70名	119,800	131,800
定員71~100名	155,600	171,200
定員101~130名	187,200	205,900
定員131~160名	216,600	238,300
定員161~190名	246,100	270,800
定員191~220名	273,500	300,800
定員221~250名	302,900	333,300
定員251名以上	336,600	370,200
特殊附帯工事	12,980	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21~30名	27	
定員31~40名	22	
定員41~70名	19	
定員71~100名	15	
定員101~130名	13	
定員131~160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	19,600	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,740	3,050

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,300	71,900
定員21～30名	68,500	75,400
定員31～40名	79,700	87,600
定員41～70名	90,700	99,900
定員71～100名	117,900	129,700
定員101～130名	141,800	156,000
定員131～160名	164,100	180,600
定員161～190名	186,400	205,100
定員191～220名	207,100	227,900
定員221～250名	229,500	252,500
定員251名以上	255,000	280,600
特殊附帯工事	9,900	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	29,100	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,270	10,200

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,200	94,900
定員21~30名	90,400	99,500
定員31~40名	105,100	115,600
定員41~70名	119,800	131,800
定員71~100名	155,600	171,200
定員101~130名	187,200	205,900
定員131~160名	216,600	238,300
定員161~190名	246,100	270,800
定員191~220名	273,500	300,800
定員221~250名	302,900	333,300
定員251名以上	336,600	370,200
特殊附帯工事	12,980	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	34	
定員21~30名	27	
定員31~40名	22	
定員41~70名	19	
定員71~100名	15	
定員101~130名	13	
定員131~160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	38,400	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,080	13,410

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,306	1,438	1,724	1,897
定員21～30名	1,482	1,630	1,956	2,152
定員31～40名	1,976	2,173	2,609	2,870
定員41～70名	2,486	2,735	3,282	3,609
定員71～100名	3,506	3,857	4,629	5,091
定員101～130名	4,208	4,630	5,554	6,111
定員131～160名	5,260	5,787	6,943	7,638
定員161～190名	6,313	6,944	8,333	9,167
定員191～220名	7,365	8,101	9,721	10,693
定員221～250名	8,417	9,260	11,111	12,221
定員251名以上	9,470	10,417	12,500	13,749

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,327	2,561	3,071	3,378
定員21～30名	2,840	3,124	3,749	4,124
定員31～40名	3,443	3,787	4,545	4,999
定員41～70名	4,782	5,260	6,313	6,943
定員71～100名	7,174	7,891	9,469	10,416
定員101～130名	8,609	9,470	11,363	12,500
定員131～160名	10,761	11,837	14,205	15,626
定員161～190名	11,766	12,942	15,530	17,084
定員191～220名	13,727	15,100	18,120	19,932
定員221～250名	15,688	17,257	20,708	22,778
定員251名以上	17,649	19,414	23,296	25,626

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	48,900	53,900
定員21～30名	51,400	56,500
定員31～40名	59,600	65,700
定員41～70名	68,100	74,900
定員71～100名	88,400	97,200
定員101～130名	106,300	116,900
定員131～160名	123,100	135,300
定員161～190名	139,800	153,800
定員191～220名	155,300	170,900
定員221～250名	172,100	189,400
定員251名以上	191,300	210,300
特殊附帯工事	7,360	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	11,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,580	1,790

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体外工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	64,700	71,200
定員21～30名	67,800	74,600
定員31～40名	78,800	86,600
定員41～70名	89,800	98,900
定員71～100名	116,700	128,400
定員101～130名	140,300	154,400
定員131～160名	162,400	178,700
定員161～190名	184,700	203,000
定員191～220名	205,200	225,600
定員221～250名	227,100	249,900
定員251名以上	252,500	277,700
特殊附帯工事	9,680	
設計料加算	本体外工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	14,600	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,100	2,320

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体外工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	48,900	53,900
定員21~30名	51,400	56,500
定員31~40名	59,600	65,700
定員41~70名	68,100	74,900
定員71~100名	88,400	97,200
定員101~130名	106,300	116,900
定員131~160名	123,100	135,300
定員161~190名	139,800	153,800
定員191~220名	155,300	170,900
定員221~250名	172,100	189,400
定員251名以上	191,300	210,300
特殊附帯工事	7,360	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21~30名	19	
定員31~40名	16	
定員41~70名	14	
定員71~100名	11	
定員101~130名	9	
定員131~160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	21,800	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	6,950	7,640

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■ 本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	64,700	71,200
定員21～30名	67,800	74,600
定員31～40名	78,800	86,600
定員41～70名	89,800	98,900
定員71～100名	116,700	128,400
定員101～130名	140,300	154,400
定員131～160名	162,400	178,700
定員161～190名	184,700	203,000
定員191～220名	205,200	225,600
定員221～250名	227,100	249,900
定員251名以上	252,500	277,700
特殊附帯工事	9,680	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	28,700	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,270	9,890

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	980	1,078	1,293	1,423
定員21～30名	1,111	1,223	1,467	1,614
定員31～40名	1,482	1,630	1,956	2,152
定員41～70名	1,864	2,052	2,461	2,708
定員71～100名	2,630	2,892	3,472	3,818
定員101～130名	3,156	3,472	4,165	4,582
定員131～160名	3,945	4,340	5,208	5,729
定員161～190名	4,734	5,209	6,250	6,875
定員191～220名	5,523	6,076	7,290	8,021
定員221～250名	6,313	6,944	8,333	9,167
定員251名以上	7,102	7,813	9,375	10,313

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,745	1,920	2,303	2,534
定員21～30名	2,131	2,343	2,812	3,093
定員31～40名	2,582	2,840	3,408	3,749
定員41～70名	3,586	3,945	4,734	5,208
定員71～100名	5,380	5,918	7,101	7,812
定員101～130名	6,456	7,102	8,522	9,375
定員131～160名	8,071	8,879	10,654	11,719
定員161～190名	8,824	9,707	11,647	12,813
定員191～220名	10,295	11,325	13,590	14,947
定員221～250名	11,766	12,942	15,531	17,084
定員251名以上	13,237	14,560	17,472	19,220

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,900
定員21～30名	77,000	84,800
定員31～40名	89,600	98,600
定員41～70名	102,100	112,300
定員71～100名	132,700	145,800
定員101～130名	159,400	175,500
定員131～160名	184,700	203,100
定員161～190名	209,800	230,700
定員191～220名	233,200	256,400
定員221～250名	258,200	284,000
定員251名以上	287,000	315,600
特殊附帯工事	11,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	38	
定員21～30名	30	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	16,700	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,420	2,640

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,900
定員21～30名	77,000	84,800
定員31～40名	89,600	98,600
定員41～70名	102,100	112,300
定員71～100名	132,700	145,800
定員101～130名	159,400	175,500
定員131～160名	184,700	203,100
定員161～190名	209,800	230,700
定員191～220名	233,200	256,400
定員221～250名	258,200	284,000
定員251名以上	287,000	315,600
特殊附帯工事	11,020	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	38	
定員21～30名	30	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	32,800	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 10,420	都市部 11,460

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-3 [9の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,470	1,617
定員21～30名	1,668	1,833
定員31～40名	2,223	2,445
定員41～70名	2,796	3,077
定員71～100名	3,944	4,339
定員101～130名	4,734	5,209
定員131～160名	5,918	6,510
定員161～190名	7,101	7,813
定員191～220名	8,285	9,113
定員221～250名	9,470	10,417
定員251名以上	10,653	11,719

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,618	2,880
定員21～30名	3,196	3,514
定員31～40名	3,874	4,261
定員41～70名	5,380	5,918
定員71～100名	8,071	8,878
定員101～130名	9,684	10,653
定員131～160名	12,107	13,317
定員161～190名	13,237	14,560
定員191～220名	15,443	16,987
定員221～250名	17,649	19,413
定員251名以上	19,854	21,840

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,900	59,200
定員21～30名	56,500	62,100
定員31～40名	65,700	72,200
定員41～70名	74,900	82,400
定員71～100名	97,200	106,900
定員101～130名	116,900	128,600
定員131～160名	135,300	148,900
定員161～190名	153,800	169,100
定員191～220名	171,000	188,000
定員221～250名	189,300	208,400
定員251名以上	210,400	231,300
特殊附帯工事	8,110	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	12,300	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,790	1,900

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,100	78,200
定員21～30名	74,600	82,000
定員31～40名	86,700	95,400
定員41～70名	98,900	108,800
定員71～100名	128,300	141,300
定員101～130名	154,300	170,000
定員131～160名	178,600	196,600
定員161～190名	203,000	223,400
定員191～220名	225,600	248,100
定員221～250名	249,900	274,900
定員251名以上	277,700	305,400
特殊附帯工事	10,710	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	16,100	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,320	2,520

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,900	59,200
定員21～30名	56,500	62,100
定員31～40名	65,700	72,200
定員41～70名	74,900	82,400
定員71～100名	97,200	106,900
定員101～130名	116,900	128,600
定員131～160名	135,300	148,900
定員161～190名	153,800	169,100
定員191～220名	171,000	188,000
定員221～250名	189,300	208,400
定員251名以上	210,400	231,300
特殊附帯工事	8,110	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	24,000	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	7,640	8,400

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,100	78,200
定員21～30名	74,600	82,000
定員31～40名	86,700	95,400
定員41～70名	98,900	108,800
定員71～100名	128,300	141,300
定員101～130名	154,300	170,000
定員131～160名	178,600	196,600
定員161～190名	203,000	223,400
定員191～220名	225,600	248,100
定員221～250名	249,900	274,900
定員251名以上	277,700	305,400
特殊附帯工事	10,710	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	31,500	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,890	11,200

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,078	1,187	1,422	1,566
定員21～30名	1,223	1,345	1,614	1,776
定員31～40名	1,630	1,793	2,152	2,367
定員41～70名	2,051	2,256	2,708	2,978
定員71～100名	2,892	3,183	3,818	4,200
定員101～130名	3,472	3,819	4,582	5,041
定員131～160名	4,340	4,774	5,729	6,302
定員161～190名	5,208	5,729	6,875	7,562
定員191～220名	6,076	6,684	8,021	8,822
定員221～250名	6,944	7,640	9,167	10,084
定員251名以上	7,812	8,594	10,312	11,343

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,919	2,112	2,534	2,787
定員21～30名	2,343	2,578	3,094	3,402
定員31～40名	2,840	3,124	3,749	4,124
定員41～70名	3,945	4,340	5,208	5,729
定員71～100名	5,918	6,510	7,812	8,593
定員101～130名	7,102	7,812	9,375	10,312
定員131～160名	8,879	9,765	11,719	12,890
定員161～190名	9,707	10,677	12,812	14,095
定員191～220名	11,325	12,457	14,948	16,443
定員221～250名	12,942	14,237	17,084	18,792
定員251名以上	14,560	16,017	19,220	21,142

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	34,200
定員21～30名	35,900
定員31～40名	41,800
定員41～70名	47,700
定員71～100名	61,800
定員101～130名	74,500
定員131～160名	86,100
定員161～190名	97,900
定員191～220名	108,800
定員221～250名	120,400
定員251名以上	133,800

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	45,100
定員21～30名	47,400
定員31～40名	55,200
定員41～70名	62,800
定員71～100名	81,600
定員101～130名	98,300
定員131～160名	113,700
定員161～190名	129,200
定員191～220名	143,500
定員221～250名	158,900
定員251名以上	176,600

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	685	905
定員21～30名	778	1,026
定員31～40名	1,037	1,369
定員41～70名	1,305	1,722
定員71～100名	1,840	2,430
定員101～130名	2,208	2,916
定員131～160名	2,761	3,645
定員161～190名	3,314	4,374
定員191～220名	3,867	5,105
定員221～250名	4,419	5,833
定員251名以上	4,972	6,561

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,222	1,613
定員21～30名	1,491	1,968
定員31～40名	1,808	2,385
定員41～70名	2,510	3,314
定員71～100名	3,767	4,972
定員101～130名	4,519	5,966
定員131～160名	5,649	7,457
定員161～190名	6,176	8,152
定員191～220名	7,207	9,512
定員221～250名	8,236	10,871
定員251名以上	9,266	12,230

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-6 [9の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	51,400
定員21～30名	53,900
定員31～40名	62,600
定員41～70名	71,500
定員71～100名	92,700
定員101～130名	111,500
定員131～160名	129,300
定員161～190名	146,900
定員191～220名	163,200
定員221～250名	180,800
定員251名以上	200,700

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,028
定員21～30名	1,167
定員31～40名	1,556
定員41～70名	1,958
定員71～100名	2,761
定員101～130名	3,314
定員131～160名	4,143
定員161～190名	4,972
定員191～220名	5,800
定員221～250名	6,629
定員251名以上	7,457

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,832
定員21～30名	2,237
定員31～40名	2,711
定員41～70名	3,766
定員71～100名	5,650
定員101～130名	6,779
定員131～160名	8,474
定員161～190名	9,265
定員191～220名	10,810
定員221～250名	12,354
定員251名以上	13,898

※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※2 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	37,700
定員21～30名	39,400
定員31～40名	45,900
定員41～70名	52,400
定員71～100名	68,000
定員101～130名	81,800
定員131～160名	94,800
定員161～190名	107,700
定員191～220名	119,600
定員221～250名	132,600
定員251名以上	147,300

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	49,600
定員21～30名	52,100
定員31～40名	60,700
定員41～70名	69,100
定員71～100名	89,800
定員101～130名	108,000
定員131～160名	125,000
定員161～190名	142,100
定員191～220名	157,900
定員221～250名	174,900
定員251名以上	194,400

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	754	996
定員21～30名	856	1,130
定員31～40名	1,141	1,506
定員41～70名	1,436	1,895
定員71～100名	2,024	2,673
定員101～130名	2,430	3,207
定員131～160名	3,036	4,010
定員161～190名	3,645	4,812
定員191～220名	4,253	5,614
定員221～250名	4,862	6,416
定員251名以上	5,468	7,218

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,344	1,774
定員21～30名	1,640	2,165
定員31～40名	1,988	2,623
定員41～70名	2,761	3,645
定員71～100名	4,143	5,468
定員101～130名	4,972	6,561
定員131～160名	6,214	8,202
定員161～190名	6,794	8,967
定員191～220名	7,927	10,464
定員221～250名	9,059	11,958
定員251名以上	10,192	13,453

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業: 定額(2/3相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,300	71,900
特殊附帯工事	9,900	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	34	
土地借料加算	14,800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,100	2,320

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,200	94,900
特殊附帯工事	12,980	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	34	
土地借料加算	19,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,740	3,050

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	65,300	71,900
特殊附帯工事	9,900	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	34	
定期借地権設定のための一時金加算	29,100	
	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,270	10,200

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	86,200	94,900
特殊附帯工事	12,980	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	34	
定期借地権設定のための一時金加算	38,400	
	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,080	13,410

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,306	1,438	1,724	1,897

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,327	2,561	3,071	3,378

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■ 本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	48,900	53,900
特殊附帯工事	7,360	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	26	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,580	1,790

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事中日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
■ 本體工事費	単位:千円	
定員20名以下	64,700	71,200
特殊附帯工事	9,680	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	26	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,100	2,320

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事中日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	48,900	53,900
特殊附帯工事	7,360	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	26	
土地借料加算	21,800	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	6,950	7,640

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	64,700	71,200
特殊附帯工事	9,680	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	26	
土地借料加算	28,700	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,270	9,890

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	980	1,078	1,293	1,423

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,745	1,920	2,303	2,534

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-10 [9の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,900
特殊附帯工事	11,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	38	
土地借料加算	16,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,420	2,640

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-10 [9の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	73,400	80,900
特殊附帯工事	11,020	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	38	
土地借料加算	32,800	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,420	11,460

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-10 [9の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,470	1,617

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設設置工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,618	2,880

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-11 [9の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,900	59,200
特殊附帯工事	8,110	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	12,300	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,790	1,900

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,100	78,200
特殊附帯工事	10,710	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	16,100	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,320	2,520

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-11 [9の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	53,900	59,200
特殊附帯工事	8,110	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	24,000	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	7,640	8,400

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	71,100	78,200
特殊附帯工事	10,710	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	31,500	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額の2分の1	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	9,890	11,200

- ※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、更にその定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,078	1,187	1,422	1,566

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設設置工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,919	2,112	2,534	2,787

※1 平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算する。(千円未満切り捨て)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 平成28年度に交付決定をした事業のうち、平成29年度に繰越を行った事業については、従前の平成28年度に設定された交付基準額を適用する。

(案)

雇児発 0000 第 0 号
平成 29 年※月※日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

認可保育所等設置支援事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 28 年 7 月 4 日雇児発 0704 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成 28 年 7 月 4 日雇児発 0704 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 25 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 26 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、平成 28 年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

記

第1 事業の種類

- 1 保育所等改修費等支援事業
- 2 保育所設置促進事業
- 3 都市部における保育所への賃借料支援事業
- 4 認可化移行調査費等支援事業
- 5 認可化移行移転費等支援事業
- 6 民有地マッチング事業
- 7 保育環境改善等事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 保育所等改修費等支援事業実施要綱（別添1）
- 2 保育所設置促進事業実施要綱（別添2）
- 3 都市部における保育所への賃借料支援事業実施要綱（別添3）
- 4 認可化移行調査費等支援事業実施要綱（別添4）
- 5 認可化移行移転費等支援事業実施要綱（別添5）
- 6 民有地マッチング事業実施要綱（別添6）
- 7 保育環境改善等事業実施要綱（別添7）

別添 1

保育所等改修費等支援事業実施要綱

1 事業の目的

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「待機児童解消加速化プラン」に伴う保育の受け皿拡大を図るため、賃貸物件による保育所を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要な改修等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができ体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

(1) 賃貸物件による保育所改修費等

賃貸物件により、保育所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費(改修費等、賃借料(礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助する。

(2) 小規模保育改修費等

賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要な経費(改修費等、賃借料(礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助する。

(3) 認可化移行改修費等

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第 32 条に規定する保育所に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第 28 条、第 32 条、第 33 条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第 43 条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要な経費(改修費等、賃借料(改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金

を除く。))の一部を補助する。

(4) 家庭的保育改修費等

家庭的保育事業を行う者が、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助する。

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園であって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望している私立幼稚園に対し、事業の開設に必要な経費（改修費等）の一部を補助する。

※ 上記（1）から（4）の補助対象経費のうち、賃借料については、毎年4月1日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。

4 対象事業者

(1) 賃貸物件による保育所改修費等

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合を除く。（公立施設を活用して保育所を運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。）

(2) 小規模保育改修費等

子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(3) 認可化移行改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第36号）の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条、家庭的保育事業設備運営基準第28条、第32条、第33条又は第43条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を経営する者

(4) 家庭的保育改修費等

子ども・子育て支援法第 43 条に基づき特定地域型保育事業者（家庭的保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(5) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」の別添 2 「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」（以下「長時間預かり実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する私立幼稚園を経営する者

5 対象事業の制限

(1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合
- ② 施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

(2) 本事業による賃借料の補助は、1 の保育所・事業所につき 1 回限りとする。

6 留意事項

(1) 4 の (1)、(2) 及び (4) の対象事業者が子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条の規定に基づく施設型給付費、同法第 29 条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第 65 条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算の適用を受ける場合は、本事業による保育所等の開所以降に生じる賃借料の補助を受けることができない。

(2) 4 の (3) について、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。

(3) 4 の (5) について、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合は補助金の返還を命ずることができるものとする。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 2

保育所設置促進事業実施要綱

1 事業の目的

保育所等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育所等の整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

保育所等の設置にあたり、新たに土地を借り上げるために必要な賃借料(敷金を除き、礼金を含む。)を補助する。(ただし、保育所等の施設整備を行う場合に限る。)

4 対象事業者

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合及び保育所等整備交付金により施設整備を行う場合を除く。

5 対象事業の制限

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象とならない。
- (2) 本事業による賃借料の補助は、1の保育所等につき1回限りとする。
- (3) 本事業については、原則、当該年度中又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とする。
- (4) 本事業は、工事契約日以降にかかる土地借料を対象とする。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 3

都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱

1 事業の目的

賃貸物件において保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成 28 年内閣府告示第 119 号。）第 1 条第 51 項に規定する賃借料加算（以下「賃借料加算」という。）の収入額が乖離している地域の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

(1) 認定こども園

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受けた児童に係る利用定員数を認定こども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物借料（年額。以下同じ。）に乗じた額から賃借料加算（年額。以下同じ。）の額との差額の一部を補助する。

(2) 認定こども園以外の施設

施設の建物借料から賃借料加算の額との差額の一部を補助する事業。

4 対象事業者

以下に掲げる施設又は事業の建物借料が賃借料加算の額の 3 倍を超える施設又は事業を行う者

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 家庭的保育事業
- ・ 小規模保育事業
- ・ 事業所内保育事業

5 対象事業の制限

- (1) 国が別途定める国庫負担金（子どものための教育・保育給付費国庫負担金除く。）補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象とならない。
- (2) 賃借料加算の対象とならない場合は、本事業の対象とならない。
- (3) 3の(1)の利用定員数は毎年4月1日時点の利用定員数を用いること。
ただし、年度途中で開所する場合は開所日における利用定員数を用いること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

認可化移行調査費等支援事業実施要綱

1 事業の目的

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すにあたって必要となる次の（１）及び（２）に掲げる経費について支援するものである。

（１）認可化移行可能性調査支援事業

保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するもの。

（２）認可化移行助言指導支援事業

保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助するもの。

3 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。

なお、都道府県又は市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

（１）認可化移行可能性調査支援事業

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であること。

なお、移行するための計画書（子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱の別表に定める地方単独保育施設加算の適用を受けない地方単独保育施設及び地方単独保育施設以外の施設については、5年を上限とする期間の計画書）を作成し、計画の期間内に保育所等に移行するものとする。

（２）認可化移行助言指導支援事業

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、「認可化移行可能性調査支援事業」の実施等により、移行のための計画書を策定すること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

認可化移行移転費等支援事業実施要綱

1 事業の目的

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる移転費等に要する経費を補助することにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。）第 22 条に規定する家庭的保育事業に係る設備に関する基準、同基準第 28 条、第 32 条、第 33 条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第 43 条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすことができない認可外保育施設の移転等（移転費、仮設設置費）に必要な費用の一部を補助する事業。

4 対象事業者

保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、本通知の別添 4 「認可化移行調査費等支援事業実施要綱」の 2（1）に基づく認可化移行可能性調査支援事業の実施等により、移行のために移転等が必要であると市町村が認めた者。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

民有地マッチング事業実施要綱

1 事業の目的

保育所・認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所・認定こども園を運営する法人等（以下「保育所整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。（以下「都道府県等」という。））とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

- (1) 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。
- (2) 保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整、保育所等設置後における3歳児の保育所等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する事業。

ただし、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。

4 実施要件

- (1) 保育所等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、保育所等の実施に適切な場所（地域の保育ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。
- (2) (1) で選定された保育所等整備候補物件において、保育所等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適切な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上

で、選定を行うこと。

- (3) 土地等所有者及び保育所整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。
- (4) 選定した土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。
- (5) 本事業の趣旨は、保育の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

5 留意事項

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で保育所等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の保育の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所等を経営する者とする。

3 事業の内容

(1) 基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業（(※)「〇〇〇の実施について」(平成※※年※月※日付け雇児発※※※※第※号雇用均等・児童家庭局長通知)に掲げるサテライト型小規模保育事業を行うために必要となる既存保育所等の改修等を行うものを含む。)

② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「病児保育事業実施要綱」の4(3)に基づく事業(以下「病児保育事業(体調不良児対応型)」という。)の実施に必要な改修等を行う事業

(2) 環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

④ 緊急一時預かり推進事業

「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

⑤ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に法第 6 条の 3 第 7 号に基づく一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業。
- ④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業。

(2) 本事業の実施については、1 施設につき 1 回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業を除く。）

(3) 保育所等設置促進事業（ただし、(※)を除く。）及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度 4 月 1 日に開設する保育所等を対象とすること。

(4) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(5) 障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

- (6) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合に限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。
- (7) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。
- (8) 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業については、当該年度中又は翌年度中に一時預かり事業の実施を予定している放課後児童クラブを対象とすること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(案)

雇 児 発 ※ 第 ※ 号
平成 2 9 年 ※ 月 ※ 日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

保育人材確保事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保等に必要措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育人材確保事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、「保育体制強化事業の実施について」(平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 25 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士資格取得支援事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士・保育所支援センター設置運営事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 13 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士宿舍借り上げ支援事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 14 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士試験による資格取得支援事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 15 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士養成施設に対する就職促進支援事業の実施について」(平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育士試験追加実施支援事業の実施について」(平成 27 年 11 月 10 日雇児発 1110 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「保育補助者雇上強化事業の実施について」(平成 28 年 8 月 18 日雇児発 0818 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業の実施について」(平成 28 年 8 月 18 日雇児発 0818 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「保育士等の

キャリアアップ構築のための人材交流等支援事業の実施について」(平成 28 年 8 月 18 日雇児発 0818 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、平成 28 年度末までに実施したものは、なお従前の例によるものとする。

記

第 1 事業の種類

- 1 保育士資格取得支援事業
- 2 保育士試験による資格取得支援事業
- 3 保育士試験追加実施支援事業
- 4 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- 5 保育士宿舍借り上げ支援事業
- 6 保育人材就職支援事業
- 7 保育体制強化事業
- 8 保育補助者雇上強化事業
- 9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- 10 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- 11 保育所等における業務集約化推進事業
- 12 保育士・保育所支援センター設置運営事業

第 2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 保育士資格取得支援事業実施要綱(別添 1)
- 2 保育士試験による資格取得支援事業実施要綱(別添 2)
- 3 保育士試験追加実施支援事業実施要綱(別添 3)
- 4 保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱(別添 4)
- 5 保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱(別添 5)
- 6 保育人材就職支援事業実施要綱(別添 6)
- 7 保育体制強化事業実施要綱(別添 7)
- 8 保育補助者雇上強化事業実施要綱(別添 8)
- 9 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱(別添 9)
- 10 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱(別添 10)
- 11 保育所等における業務集約化推進事業実施要綱(別添 11)
- 12 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱(別添 12)

別添 1

保育士資格取得支援事業実施要綱

1 事業の目的

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こどもに配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保及び「待機児童解消加速化プラン」に伴う保育士確保の一環として、幼稚園教諭免許状を有する者や保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより保育教諭及び保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

3 事業の内容

(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「認可外対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者（以下「保育教諭対象者」という。）が「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③（以下「特例制度」という。）による保育士資格の取得等に要した、養成施設の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していな

い者（以下「幼免対象者」という。）が特例制度により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

（４）保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者（以下「保育所等対象者」という。）が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

４ 実施要件

（１）対象者

本事業の対象者は、以下の事業ごとに掲げる施設（以下「対象施設」という。）に勤務する者であること。ただし、幼免対象者は施設への勤務の有無にかかわらず、本事業の対象となること。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条の 11 の 2 の規定により保育士資格を取得すること。

対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。

なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

ア 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

イ 認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 3 項に規定する施設のうち、幼稚園で構成されるもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）が構成する認可外保育施設

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業であって、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもののうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型を行う事業所

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

オ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容

を同等以上満たしている」と実施主体が認める施設

- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設
 - ③ 保育所等保育士資格取得支援事業
 - ア 保育所
 - イ 認定こども園
 - ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園
 - エ 乳児院
 - オ 児童養護施設
- ※ 上記アからオのいずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

(2) 受講方法

対象者は、養成施設での受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）により保育士資格を取得する。

また、保育教諭対象者及び幼免対象者については、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目（同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く）に相当する教科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する場合も本事業の対象とすること。

(3) 受講開始

本事業においては、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日を受講開始とすること。

(4) 代替保育士等雇上費

上記3の(1)の事業にあつては、認可外対象者の保育士資格取得に伴い代替として雇い上げた保育士又は保育従事者、上記3の(2)の事業にあつては、上記(1)②の施設に勤務している保育士（以下「対象保育士」という。）の幼稚園教諭免許状取得に伴い、代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士等」という。）に係る雇上費を補助する。

5 実施計画書について

(1) 提出

- ① 本事業を実施する対象施設（以下「実施対象施設」という。）及び幼免対象者は、保育士資格取得支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。別添様式1）及び(2)に定める確認書類を本事業の実施主体である都道府県、指定都市又は中核市（以下「実施主体」という。）に提出

すること。

なお、実施計画書を提出することができる期間は、4（3）の受講開始日の属する年度中とする。

- ② 実施主体は、実施計画書が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに実施対象施設及び幼免対象者に通知すること。

（2）確認書類

実施計画書の確認にあたっては、4（1）の対象者（以下「対象者」という。）及び対象保育士が常勤職員として実施対象施設に勤務していることが確認できる書類を提出させること。

また、対象者及び対象保育士が受講を開始した場合は、養成施設（対象保育士については大学又は短大）に在学していることが確認できる書類を提出させること。

なお、実施計画書の提出前に受講を開始している場合は、実施計画書を提出する際に、養成施設に在学していることが確認できる書類を提出させること。

6 対象経費の支払い等について

（1）支払い

養成施設受講料や教材費等の経費及び代替保育従事者雇上費（以下「対象経費」という。）は対象者又は対象保育士が保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受け、4（1）の各事業に掲げる対象施設（以下「勤務対象施設」という。）に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

（2）支払いの申請及び確認

実施対象施設及び幼免対象者は、対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

- ア 対象者が保育士証の交付又は対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、勤務対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類
- イ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- ウ 代替保育士等が実施対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- エ 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

(3) 対象経費の留意事項

- ① 対象経費の対象は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税とする。
- ② 対象経費とならないものは、次の経費とすること。
 - ア その他の検定試験の受講料
 - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - ウ 補講費
 - エ 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
 - オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
 - キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- ③ 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。
- ④ 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。
- ⑤ クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。
- ⑥ 支給申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

7 領収書について

(1) 受講に係る領収書等

養成施設の長が、対象経費について発行した領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要な事項を付記したものを含む。）とすること。

- (2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。
- ア 「養成施設の名称」
 - イ 「支払者名」
 - ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」
 - エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」
 - オ 「領収日（又はクレジット契約日）」
 - カ 「領収印」
- (3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効であること。
- (4) 養成施設に係る領収書等については、確認後、原則として実施対象施設及び幼免対象者に返却すること。
- ただし、必要に応じて実施対象施設及び幼免対象者了承の上で写しを取っておくこと。
- (5) 本事業は、対象者及び対象保育士が保育士資格・幼稚園教諭免許を取得し、実施対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、上記3の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業については、原則、実施対象施設が対象経費を負担すること。但し、実施対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りでない。

8 留意事項

- (1) 実施主体は、提出された実施計画書に基づき、適切に補助が行えるよう、必要な財源を確保しておくこと。
- (2) 実施対象施設が本事業の実施要件を満たしているかどうかの確認等に当たっては、必要に応じ市区町村と連携すること。

9 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 2

保育士試験による資格取得支援事業実施要綱

1 事業の目的

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる保育教諭の確保及び「待機児童解消加速化プラン」に伴う保育士確保の一環として、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することで保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

- (1) 受験対策学習費用補助事業
都道府県、指定都市及び中核市とする。
- (2) 保育士試験受験直前講座実施事業
都道府県及び指定都市とする。

3 事業の内容

- (1) 受験対策学習費用補助事業
保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。
- (2) 保育士試験受験直前講座実施事業
国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）を行う実施主体が、特区試験受験のための講座（以下「都道府県等講座」という。）を行うために必要な費用を補助する。

4 実施要件

(1) 受験対策学習費用補助事業

① 対象者

対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、以下に掲げる施設又は事業（以下「対象施設等」という。）で保育士として勤務することが決定した者であること。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

ア 保育所

- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園
- エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同章第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型であつて、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であつて、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの
- カ 乳児院
- キ 児童養護施設
- ク 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設
- ケ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると実施主体が認める施設
- ※ いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

② 対象経費

本事業の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であつて、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。)) 及び上記経費の消費税とする。

なお、以下に掲げるものについては対象経費とならない。

- ア その他の検定試験の受講料
- イ 受講にあつて必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 補講費
- エ 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
- オ 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用

- カ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- キ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

③ 対象期間

対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して1年前の属する月の1日までのものとする。

④ 対象経費の支払い等

i) 支払い

対象経費は、対象者が保育士証の交付を受け、対象施設等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。

ii) 支払いの申請及び確認

対象者は、保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式）及び次に掲げる書類を実施主体に提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類

イ 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書

ウ 保育士証の写し

iii) 留意事項

(a) 算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とすること。

(b) 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とすること。

(c) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象経費に該当しないこと。

(d) 支給申請時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならないこと。

⑤ 領収書について

i) 受講に係る領収書等

講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振

込証明書類」という。)とする。

なお、クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とすること。

ii) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

ア 「講座実施事業者の名称」

イ 「支払者名」

ウ 「領収額（又はクレジット契約額）」

エ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」

オ 「領収日（又はクレジット契約日）」

カ 「領収印」

iii) 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効であること。

iv) 提出された領収書等については、確認後、原則として対象者に返却すること。但し、必要に応じて本人了承の上で写しを取っておくこと。

(2) 保育士試験受験直前講座実施事業

① 対象者

特区試験の受験を希望する者であって、特区試験を実施する実施主体が開催する都道府県等講座を受講する者であること。

② 都道府県等講座の内容

i) 実施主体は、保育士試験において求められる質の高い保育士を養成する観点から、都道府県等講座の内容は、単なる受験講座にとどまらず、より実践的な内容となるよう配慮すること。

ii) 実施主体は、都道府県等講座の実施場所について、対象者の利便性等を考慮し、会場数や会場規模、交通アクセス等に配慮すること。

iii) 都道府県等講座の実施時期は、対象者が参加しやすいよう、休日等に実施するなど配慮するとともに、都道府県等講座を実施する日から特区試験の試験日までには間隔が生じないようにすること。

③ 対象経費

本事業の対象となる経費は、本事業に必要な諸謝金、旅費、印刷製本費、賃借料、会議費、賃金、通信運搬費等とする。

④ 留意事項

i) 都道府県等講座の実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体に委託して実施することができるものとする。

ii) 都道府県等講座を委託により実施する場合には、受託団体に対し、当該講座の実施に当たって必要な指導・助言を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添様式)

受験対策学習費用支給申請書

実施主体の長 殿

平成 年 月 日

対象者氏名印



①対象者氏名	フガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
②対象者住所	(〒 -)		電話 () -
③講座実施事業者名称			
④講座実施事業者所在地	(〒 -)		電話 () -
⑤講座受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
⑧学習に要した費用 (合計)	円		
(備考)			

別添 3

保育士試験追加実施支援事業実施要綱

1 事業の目的

待機児童の解消に向け、保育の受け皿の拡大を進める上で、その担い手となる保育士の確保は喫緊の課題である。このため、保育士確保策の一環として、都道府県及び指定都市において国家戦略特別区域限定保育士試験（以下「特区試験」という。）を実施する場合において、特区試験の実施に必要な費用の一部を支援することにより、保育士試験の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 事業の内容

特区試験を実施する都道府県及び指定都市に対し、特区試験の実施のために必要な費用の一部を補助する。

4 実施要件

本事業を実施する都道府県及び指定都市は、特区試験を実施すること。

5 留意事項

本事業を実施する都道府県及び指定都市は、試験会場や相談体制の確保、試験実施に必要な人員の確保など、円滑な実施に向けて指定試験機関に必要な支援を講じること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 4

保育士養成施設に対する就職促進支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育士確保策の一つとして、児童福祉法第18条の6第1号に規定する厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 事業の内容

養成施設を卒業予定の学生（以下「卒業予定者」という。）に対する保育所等への就職促進の一環として、下記4で定める要件を満たす養成施設に対し、同4（2）に掲げる施設に勤務することとなった学生の割合に応じ、当該取組に要した費用の一部を補助する。

4 実施要件

- (1) 本事業の補助を受けようとする養成施設（以下「対象養成施設」という。）は、卒業予定者が下記（2）で定める施設（以下「対象施設」という。）への就職を促すため、以下の取組を実施すること。
 - ① 保育士という職種への期待と現実とのギャップ（リアリティショック）に対応するための講座の開講
 - ② 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成施設卒業者（OB・OG）との交流会の開催
 - ③ 卒業予定者を対象とした就職説明会
 - ④ その他卒業予定者の対象施設就職促進のための取組の実施
- (2) 卒業予定者の卒業後の勤務先の対象となる施設は、以下のとおりとする。なお、当該卒業予定者は、対象施設に保育士として勤務すること。
 - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園を含む）
 - ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、

児童福祉法第7条に規定する幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設

- ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育及び同法同条第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第1項の事業又は同法同条第2項の認可を受けたもの
- ④ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設
- ⑤ 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第4項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - ア 法第59条の2の規定により届出をした施設
 - イ 都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

(3) 本事業は、卒業予定者の卒業後の対象施設への就職促進を図り、保育士を確保することを目的としているため、養成施設は、以下のいずれの要件も満たしていること。

- ① 実施年度における卒業予定者に占める対象施設への就職内定の割合（以下「内定割合」という。）が、前年度における卒業予定者に占める対象施設への就職割合（以下「前年度就職割合」という。）の全国平均を上回っていること。
- ② 内定割合が、養成施設の前年度就職割合と同率以上であること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 5

保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱

1 事業の目的

待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）に参加する市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が運営する認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設(加速化プランの対象となっている施設に限る。)及び企業主導型保育事業(以下「保育所等」という。)に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して10年以内の者(平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。)とする。

5 留意事項

- (1) 宿舎借り上げの費用について、他の補助事業等により、住居手当又はそれに類する補助をしている場合には、対象としないこと。
- (2) 未入居の月は、対象としないこと
- (3) 入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引いた額を補助する。
- (4) 本事業は保育士の就業継続を含む保育士確保のための事業であることに鑑み、本事業を実施する保育所等は、保育士の就業継続のための研修への積極的参加を図るなど、保育士の就業継続に努めること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 6

保育人材就職支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、関係機関と連携の上、市町村が主体となって実施する保育人材確保に関する取組に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。なお、市町村は、当該市町村が適当と認める団体に本事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の内容

本事業の対象は、実施主体が行う次に掲げる取組その他の保育人材の確保に関する取組とする。

- (1) 指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供
指定保育士養成施設の学生等に対し、保育所等におけるインターンシップや職場見学、職場体験といった機会を提供することにより、保育現場で就業することへの不安を解消するとともに、自らに適した就業先を見つけるための就職活動の支援を行い、保育所等での就業を促す。
- (2) 高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動
保育士を目指す者の増加を図るため、高校生や中学生に対して、保育所等における職場体験や保育士の仕事の魅力を伝えるためのセミナー等を実施する。
- (3) 就職相談会の開催等による求人情報の提供
潜在保育士及び新卒保育士（以下「潜在保育士等」という。）の就職促進を図るため、就職相談会の開催や様々な媒体を活用した求人情報の提供を行う。なお、就職相談会の開催等に当たっては、保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）やハローワーク等の関係機関と連携するとともに、より多くの潜在保育士等が集まることができるよう、開催場所や日時について工夫すること。
- (4) 潜在保育士等に対するマッチング支援
潜在保育士等からの相談に応じ、就職あっせんや求人情報の提供等を行

い、求人を行っている事業者とのマッチングの支援を行う。実施主体の属する地域を対象にした支援センターが設置されている場合、保育所等を離職した保育士等に対する支援センターへの届出勧奨を行うとともに、支援センターと定期的な連絡会議を開催すること。

(5) 就職支援コーディネーターの配置

マッチングの支援を円滑に行うため、以下の業務を行う就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置することができる。

ア 保育所等に関する採用募集状況の把握

イ 求職者のニーズに合った就職先の提案

ウ 求職者と雇用者双方のニーズの調整

エ 保育所等に対し潜在保育士や新卒保育士の活用に関する助言

オ その他必要な連携・調整等

(6) 職場定着を支援するための研修等の実施

支援センターと連携の上、実践的な保育の技術の習得や保護者への対応等について、新規に採用される保育士に対する研修や潜在保育士の職場復帰のための研修を開催する。また、短時間正社員制度の導入支援など、保育事業者に対する雇用管理改善のための説明会等を実施する。

4 留意事項

(1) 委託により本事業を実施するにあたって、委託先の団体が職業紹介事業の許可等を持たない場合、当該団体が求人情報又は求職者情報の提供の範疇を超え、「職業紹介」に該当する活動を行うことは「職業安定法」違反となるので、「職業紹介」を行う場合は、職業紹介事業の許可等を得て実施すること。

(2) 上記(1)の職業紹介事業の許可等にあたっては、職業紹介事業には有料職業紹介事業と無料職業紹介事業があり、地方公共団体から委託事業として職業紹介事業を受託し、当該委託費が職業紹介の対価となっている場合は、求人者等から手数料等を取っていない場合であっても、委託費から職業紹介の対価（職業紹介手数料に類似するもの）が出ているため、有料職業紹介事業となることから、有料職業紹介事業の許可が必要となること。

(3) 市町村が保育士の就職支援等のために知り得た個人情報の取扱いについては、特に注意すること。また、委託団体に委託する場合は、市町村は委託団体に対し、適切に指導監督を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 7

保育体制強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。

4 実施要件及び対象者

(1) 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、次の業務を行うものとする。

- ①保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- ②給食の配膳・あとかたづけ
- ③寝具の用意・あとかたづけ
- ④その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 保育支援者は、平成 26 年 4 月 1 日以降、新たに保育所に配置された者とする。

(3) 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、本事業を実施する保育所は、保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む）の数と、前年同月における当該保育所の保育士及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。

ただし、前年同月の実績がない保育所は、保育支援者を配置した月と保育所開所月を比較すること。

5 留意事項

保育支援者の費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 8

保育補助者雇上強化事業実施要綱

1 事業の目的

短時間勤務の保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象となる者は、新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者とする。

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。（3）の事業において同じ。）
- (3) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
- (4) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

5 実施要件

本事業により雇い上げる保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 保育士資格を有していない者であること。

- (2) 原則として勤務時間が週 30 時間以下であること。
- (3) 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又はこれと同等の知識及び技能があると実施主体が認めた者であること

6 実施計画書

対象者は、実施主体に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育補助者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者の配置を除く。）を記載すること。

7 留意事項

- (1) 本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。
- (2) 対象者は、本事業により配置する保育補助者に対しては、保育士資格の取得を促すこと。

8 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 9

若手保育士や保育事業者への巡回支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士（勤務経験が5年以内の保育士をいう。）や保育所等に再就職して間もない保育士（再就職後5年以内の保育士をいう。）（以下「若手保育士」という。）及び保育事業者を対象とした巡回相談を行うことにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、都道府県等という。）とする。

なお、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める団体に本事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業の内容

(1) 若手保育士への巡回支援事業

① 事業内容

若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

② 実施要件

ア 保育士支援アドバイザーの配置

実施主体は、保育所等に勤務する若手保育士に対し、巡回相談を行うための「保育士支援アドバイザー」を配置する。

イ 保育士支援アドバイザーの業務

保育士支援アドバイザーは、実施主体の管内の保育所等への巡回による若手保育士への相談支援を行うものとし、その主な内容は以下のとおりとする。

- i 保育業務全般に関する助言又は指導
 - ii 事故の防止に関すること
 - iii 保護者への対応における個別の事例ごとの助言又は指導
 - iv 保育所等の勤務環境等に関する助言又は指導
 - v その他若手保育士への助言又は指導に関することや当該助言又は指導に付随する関係機関との調整に関すること
- ウ 保育士支援アドバイザーの要件

保育士支援アドバイザーは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者又は相談援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして実施主体が認めるものであること。

- i 保育士資格を有している者又はこれに準じる者として実施主体が適当と認める者
- ii 保育所等において10年以上の保育業務の経験を有する者
- iii 本事業の趣旨を理解し、若手保育士に対する相談支援業務を適切に実施することができる者として、実施主体が認めた者

エ その他

本事業は、巡回相談により若手保育士を支援し、スキルアップ及び離職防止を図ることを目的としていることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 保育士支援アドバイザーは、相談支援を行った若手保育士について、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、若手保育士への継続的な支援に努めること。
- ii 実施主体は保育士支援アドバイザーと連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。

(2) 保育事業者への巡回支援事業

① 事業内容

保育所等における保育人材の離職の防止を図るとともに、保育の質の向上を図るため、保育所等の事業者（以下「保育事業者」という。）に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者支援コンサルタントの配置による保育所等への巡回相談の実施に必要な費用の一部を補助する。

② 実施要件

ア 保育事業者支援コンサルタントの配置

実施主体は、保育事業者に対し、巡回相談を行うための「保育事業者支援コンサルタント」を配置する。

イ 保育事業者支援コンサルタントの業務

保育事業者支援コンサルタントは、実施主体の管内の保育所等への巡回による保育事業者への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行うこと。

- i 保育士及び保育従事者の雇用管理、勤務環境の改善及び業務負担軽減に関すること
- ii 保育所等におけるICT化の推進に関すること
- iii 保育の質の向上に関すること
- iv 事故の防止に関すること
- v 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること
- vi その他保育事業の円滑な運営に関すること

ウ 保育事業者支援コンサルタントの要件

保育事業者支援コンサルタントは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、実施主体が適当と認める者であること。

- i イに掲げる業務に関する専門的な知見を有する者
- ii 本事業の趣旨を理解し、保育事業者に対する相談支援業務を適切に実施することができる者

エ その他

本事業は、相談支援により保育事業者を支援し、保育所等における保育人材の離職防止を図ることを目的としているものであることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- i 保育事業者支援コンサルタントは、相談支援を行った保育事業者について、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育事業者への継続的な支援に努めること。
- ii 実施主体は保育事業者支援コンサルタントと連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な対応を講じること。

4 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 10

保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所等の施設間における人材交流及び保育所等での指定保育士養成施設の実習生の受け入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図り、保育人材を確保することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

3 事業の内容

（1）保育士の実地派遣及び人材交流等

① 事業内容

保育所等に勤務する保育士及び保育従事者（以下「保育士等」という。）のキャリアアップを図るため、保育士等の他の保育所等へ実地派遣研修や施設間の人材交流（以下「実地派遣研修等」という。）を行うために必要な費用の一部を補助する。

② 対象施設

以下に掲げる施設又は事業（地方公共団体が運営するものは除く。）とする。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

③ 対象者

対象施設に勤務する保育士等とする。

④ 実施要件

i) 実地派遣研修先及び人材交流先保育所等の選定

実地派遣研修等の受け入れを行う保育所等については、実地派遣を

行う対象施設を運営している法人以外が運営している保育所等とすること。

ii) 実地派遣等の対象期間

5日間以内とする。

iii) 実地派遣研修等の回数

保育士等の実地派遣研修等については、1人の保育士等につき、同一年度内に1回までとする。

iv) その他

実地派遣研修等に当たっては、受け入れ先の保育所等において、十分な体制が確保できている必要があり、実地派遣研修等が対象者の技能の向上につながるよう、事前に十分な調整を行うこと。

また、異なる施設類型の施設間における実地派遣研修等に積極的に取り組み、保育士等が多様な経験を積む機会とするなど、保育士等のキャリアアップに資するよう、工夫を行うこと。

⑤ 代替保育士等雇上費及び調整費の支給

実施主体は、実地派遣研修等に伴う派遣（以下「派遣」という。）を行った対象施設に対し、保育士等の代替保育士等雇上費及び派遣に係る調整費用（事前調整に必要な旅費、会議費等）について、実績に応じて支給することとし、支給方法等については、以下のとおりとする。

i) 実地派遣研修等受入実施計画書の提出

対象施設は、実施主体に対し、対象となる保育士等の数及び1人当たりの派遣の日数、派遣予定先を記載した実施計画書を提出すること。

ii) 実地派遣研修等受入実績報告書の提出

対象施設は、実施主体に対し、派遣を行った保育士等の数及び派遣の日数、代替保育士等として雇い上げた者の数及び日数、派遣先を記載した実績報告書を作成し、調整等に要した費用の領収書を添付の上、提出すること。

実施主体は、提出された実績報告書の内容について、本要綱の内容に即しているか審査し、適正であると判断した場合は、代替保育士等雇上費及び調整費用を速やかに対象施設に支給すること。

(2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ

① 事業内容

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の学生の实習指導に関わることにより、保育士の技能の向上を図るとともに、実習指導の充実に伴い、養成施設の保育所等への就職者の増加を図るため、保育所等において養成施設の学生（以下「実習生」という。）に対する保育実習を

受け入れ、適切な実習指導を行うために必要な費用の一部を補助する。

② 実施要件

i) 実習先となる対象施設の要件

保育実習を受け入れる対象施設（以下「実習受入施設」という。）は、養成施設が実習生に対し適切に指導等を行うことができるものと認めた施設（「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙2「保育実習実施基準」で定める実習施設に該当する施設に限る。）であること。

ii) 実習指導者の要件

実習指導者は、以下のいずれかの要件を満たしている者であること。

ア 保育士資格を有する施設長

イ 主任保育士

ウ 保育士として保育所等に勤務した経験が5年以上ある者

エ 国又は地方公共団体が実施する実習指導者向けの研修等（国又は地方公共団体から委託又は補助を受けて実施したものを含む。）を修了した者

③ 実習受入費及び調整費の支給

実施主体は、実習受入施設に対し、実習受入費及び実習受入に係る調整費用（事前調整に必要な旅費、会議費等）について、実績に応じて支給することとし、支給方法等については、以下のとおりとする。

i) 実習受入計画書の提出

実習受入施設は、実施主体に対し、実習生派遣元の養成施設の名称、実習生の受入予定人数、実習生の受入予定時期及び実習内容を記載した実習受入計画書に、養成施設が作成した実習計画書を添えて提出すること。

ii) 実習受入実績報告書の提出

実習受入施設は、実施主体に対し、実習生派遣元の養成施設の名称、実習生の受入人数、受入時期及び実習内容を記載した実績報告書に、調整等に要した費用の領収書を添付の上、提出すること。

実施主体は、提出された報告書の内容について、本要綱の内容に即しているか審査し、適正であると判断した場合は、実習受入費及び調整費を速やかに対象施設に支給すること。

4 留意事項

本事業に要する経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子

どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育所等における業務集約化推進実施要綱

1 事業の目的

保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）における業務効率化を図るため、複数の保育所等で行われている業務を集約化し、共同で実施する取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。

3 事業の内容

保育所等（地方公共団体が運営するものを除く。）を運営する事業者が運営の主体が異なる複数の保育所等における業務を集約し、共同実施するための事業計画を作成し、当該事業計画について、市町村が業務効率化に資するものとして適当と認めた場合、当該事業の実施に必要な費用の全部又は一部を補助する。

（事業例）

- ・研修等による人材育成の共同実施
- ・土日共同保育を実施するために必要な協定の策定
- ・給食の献立の共通化に関する取組 等

4 実施方法

（1）事業計画

業務の集約化を行う保育所等は、所在地の市町村に対し、集約化を行う業務の内容、集約化に必要な費用及び事業の効果を記載した事業計画書を提出すること。

（2）事業計画の審査

（1）による事業計画の提出を受けた市町村は、事業内容及び費用が適切なものか審査の上、保育所等の業務効率化等に資すると認められるものについて、本事業の申請を行うこと。

（3）事業成果の報告

業務の集約化を行う保育所等は、事業完了後、事業の成果を記載した報告書を作成し、市町村に提出すること。市町村は、当該報告書を事業を実施した年度の翌年度の4月末日までに国に提出すること。

5 留意事項

本事業による費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 12

保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職や保育所を含めた児童福祉施設、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、企業主導型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業への移行を目指す施設に限る。）（以下「保育所等」という。）の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」（以下「支援センター」という。）の設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める団体等（以下「委託団体」という。）に本事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業の内容

本事業の対象は、支援センターが行う以下の取組とする。

① 保育士・保育所支援センターの設置及び運営

都道府県等において、支援センターを設置し、潜在保育士の再就職支援等に係る以下の業務を行う。

ア 潜在保育士、保育所等勤務保育士及び保育士を目指している者への相談支援

イ 潜在保育士への就職あっせん

ウ 潜在保育士への求人情報の提供

エ 保育所等への雇用管理や求人方法等に関する助言指導

オ 研修の企画及びその実施

カ その他潜在保育士の再就職支援等に関する事項

② 保育士再就職支援コーディネーターの配置

支援センターに保育士再就職支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、上記①に掲げる業務を円滑に実施するため

の以下の業務を行う。

- ア 保育所等に関する採用募集状況の把握
- イ 求職者のニーズに合った就職先の提案
- ウ 求職者と雇用者双方のニーズ調整
- エ 保育所等に対し潜在保育士の活用に関する助言
- オ その他必要な連携・調整等

③ 人材バンク機能を活用した潜在保育士の把握と継続的な支援

保育所等を離職した保育士（以下「離職保育士」という。）に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等に関する以下の業務を行う。

- ア 保育所等に対する離職保育士による支援センターへの届出勧奨
- イ 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理
 - ※ 届出してもらう情報の内容
氏名、生年月日、離職時の住所、電話番号及びメールアドレス など
- ウ 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認
- エ 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

④ 保育士登録を活用した人材バンク機能の強化

保育士登録の仕組みを活用し、氏名や生年月日のほか、住所や電話番号等の連絡調整に必要な情報について、保育士登録後の就職促進に活用するため、名簿による管理を行う。この際、以後、就職促進を行うことについて、本人から同意を得ておくことが望ましい。

また、当該名簿に登録されている保育士（以下「登録保育士」という。）に対し、就業状況や就業していない場合の再就職希望の有無等を把握するとともに、再就職に向けた連絡調整に関して、以下の業務を行う。

- ア 名簿の情報を活用した登録保育士に対する郵送等による現在の就業状況等についての現況確認の実施
- イ 求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供

⑤ 保育士・保育所支援センター認知度向上のための普及啓発

支援センターの認知度を向上させ、潜在保育士に支援センターを積極的に活用してもらうための以下の業務を行う。

- ア 潜在保育士の掘り起こし等に関するこれまでの活動実績や取組内容を紹介するシンポジウムの開催
- イ 集客力の高い施設での出張相談会の開催
- ウ その他支援センターの認知度向上のための取組の実施

⑥ 再就職支援や雇用管理改善のための研修

都道府県等と連携して、離職保育士の職場復帰のための研修や事業者や園長等に対する保育所等の雇用管理改善のための研修等を行う。

4 留意事項

- (1) 上記3の業務について、支援センターを開設せず、コーディネーターの配置のみで当該業務の実施が可能である場合は、支援センターを開設せずに、都道府県等又は都道府県等が適当と認めた施設にコーディネーターのみを配置することができる。ただし、この場合において支援センター開設運営経費に係る補助を受けることができない。
- (2) 上記3の②の業務について、コーディネーターを配置せずに当該業務の実施が可能である場合は、コーディネーターを配置せずに支援センターを設置・運営することができる。ただし、この場合においてコーディネーター一雇上費に係る補助を受けることができない。
- (3) 上記3の②の業務について、前年度における本事業の実績として、潜在保育士が保育所等に就職した件数が50件以上ある都道府県等においては、コーディネーターの追加配置のための雇上費に係る補助の加算を受けることができる。
- (4) 委託団体が職業紹介事業の許可等を持たない場合、当該委託団体が求人情報又は求職者情報の提供の範疇を超え「職業紹介」に該当する活動を行うことは「職業安定法」違反となるので、「職業紹介」を行う場合は、職業紹介事業の許可等を得て実施すること。
- (5) 上記(4)の職業紹介事業の許可等に当たっては、職業紹介事業には有料職業紹介事業と無料職業紹介事業があり、地方公共団体から委託事業として職業紹介事業を受託し、当該委託費が職業紹介の対価となっている場合は、求人者等から手数料等を取っていない場合であっても、委託費から職業紹介の対価（職業紹介手数料に類似するもの）が出ているため、有料職業紹介事業となることから、有料職業紹介事業の許可が必要となること。
- (6) 支援センターが保育士の再就職支援等のために知り得た個人情報の取扱いについては特に注意すること。また、委託団体に委託する場合は、都道府県等は委託団体に対し、適切に指導監督を行うこと。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(案)

雇 児 発 ※ ※ 第 ※ 号
平 成 2 9 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

多様な保育促進事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進する多様な保育促進事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

第 1 事業の種類

- 1 保育利用支援事業
- 2 サテライト型小規模保育事業
- 3 医療的ケア児保育支援モデル事業
- 4 家庭支援推進保育事業

第 2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1）
- 2 サテライト型小規模保育事業実施要綱（別添2）
- 3 医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱（別添3）
- 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添4）

(別添1)

保育利用支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所の入所のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けることにより、職場復帰に向けた保育園入所時期に関する保護者の不安を解消することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、待機児童解消加速化プランに参加する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保護者が、職場復帰に向け、育児休業を切り上げることなく1年間取得することができるよう、育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けるために必要な費用の一部を補助する事業。

4 実施要件

以下の（1）及び（2）のいずれか又は両方を実施するものとする。

（1）代替保育利用支援

① 対象者

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令（以下「関係法令」という。）により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等への入所を希望し、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の市町村が適切と認めた代替保育を利用する者。

② 実施方法

対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等の入所予約の申込みを受け付けた上で、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間に利用する代替保育の利用料を補助する。

利用料補助の方法としては、以下のいずれかによる。

ア 対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法

イ 対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法

(2) 予約制導入に係る体制整備

① 対象者

関係法令により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、育児休業終了後（年度途中）に保育所等への入所を希望する者。

② 対象施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。

③ 実施方法

対象施設となる保育所等において、4月1日から対象児童が予約した入所日に入所するまでの間、保護者や市町村との連絡調整、保護者への相談対応等を行う保育士等の配置を行うために必要な費用の一部を補助する。

5 留意事項

(1) 「入所予約」とは、保護者の育児休業終了後の保育所等への入所の円滑化を図るため、育児休業終了までに、あらかじめ行う保育所等への入所申込をいう。入所予約の受入れ人数及び受入れ時期については、地域の保育ニーズや地域資源の状況を踏まえた上で、入所予約を利用しない者の保育所等の利用を過度に妨げることのないよう市町村において適切に実施すること。

(2) 市町村は、入所予約を利用しない者との不公平が生じないように、入所予約を利用する者について、保育の必要度についての指数が一定以上の者とする等の要件を付すなど、適切な事業実施に努めること。

(3) 市町村は、入所予約の申込みに係る要件や制度の内容について、広報等を通じて保護者に周知すること。

(4) 市町村は、入所予約の申込みをした者について、保育の必要性の認定及び利用調整を行い、結果について保護者に通知を行うこと。また、入所予約の申込みをしたが利用できなかった者についても、ニーズを適切に把握し、必要な支援を行うこと。

(5) 地域の保育ニーズを適切に把握し、入所予約制の導入とあわせて、保育所等の保育の提供に係る整備等を積極的に行うこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 2)

サテライト型小規模保育事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）において、満3歳以上の児童の受入れを重点的に行い、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する児童の3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

保育所等において、家庭的保育事業者等との連携協力を行うため、連携に向けた調整等を行う連携支援コーディネーターを配置し、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるよう、また、満3歳に達して卒園する児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保する。

4 実施要件

(1) 対象施設

本事業の対象となる施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第6条に規定する家庭的保育事業者等の連携施設となる保育所等（公立を含む。）とする。

(2) 実施方法

① 連携支援コーディネーターの配置

ア 対象施設において、家庭的保育事業者等との連携等を円滑に行うため、「連携支援コーディネーター」を配置する。

イ 連携支援コーディネーターが行う主な業務は以下のとおりとする。

(ア) 家庭的保育事業者等に対する、保育所等との連携に関する助言

(イ) 対象施設との連携を希望する家庭的保育事業者等との連携に向けた調整

(ウ) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設にお

いて、満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育を継続的に提供するための調整。また、当該児童の保護者等への助言又は指導

(エ) その他家庭的保育事業者等と保育所等との連携や当該助言又は指導に関する関係機関との調整

② 家庭的保育事業者等との接続促進

対象施設は、積極的に対象施設の所在する家庭的保育事業者等の連携施設となることとし、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設において、満3歳以上の児童を受け入れることが可能となるよう、必要に応じて、別紙に掲げる方法を参考に、満3歳以上の児童の定員の拡大等を図ること。

5 その他

本事業の目的に鑑み、実施主体は、管内市町村内にある保育所等に対し、本事業の趣旨等を説明し、家庭的保育事業者等の連携施設となるよう、積極的に働きかけを行うとともに、特に、実施主体が設置する保育所等が連携施設となるように努めること。

6 費用

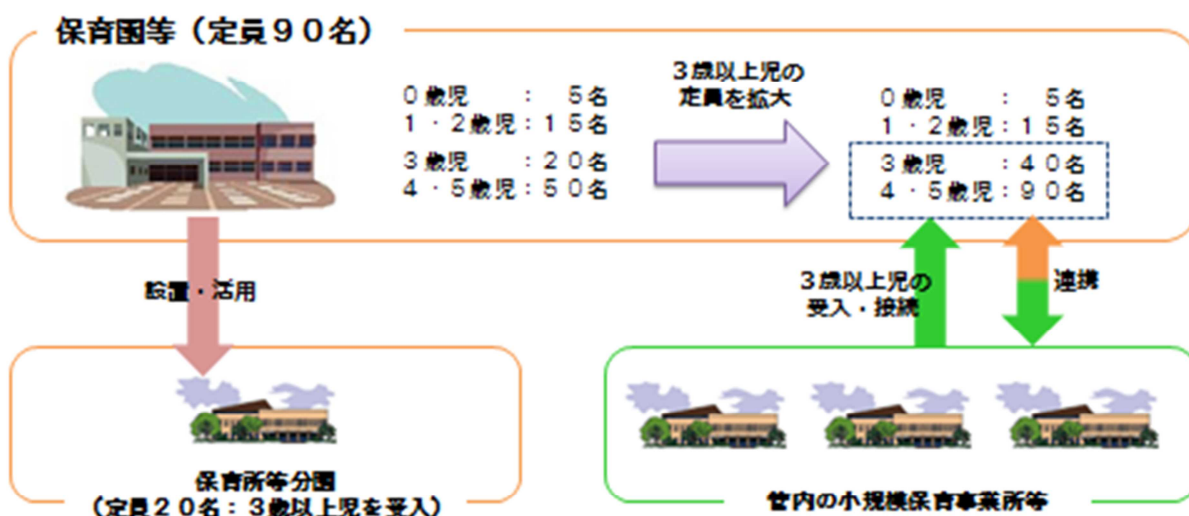
本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

保育所等における3歳以上児受入れのための受け皿拡大方法の例

1 保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大

- ・ 保育所等の3歳以上児の定員枠について、保育所等整備交付金を活用し、増改築や保育所等分園の設置により、受入れ枠を拡大

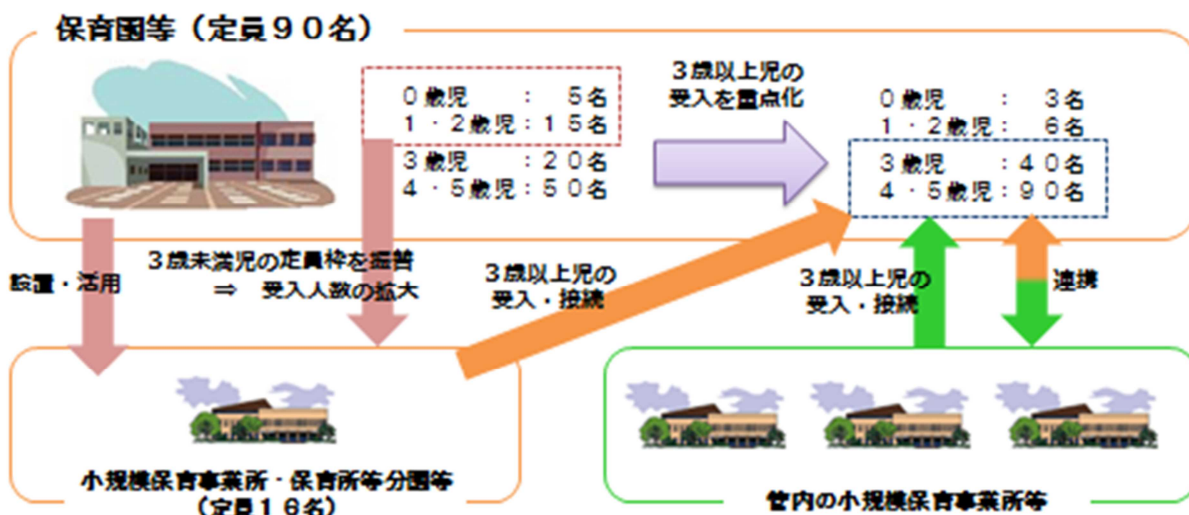
(イメージ)



2 保育所等の3歳未満児の定員枠の3歳以上児の定員枠への振替え

- ・ 保育所等の3歳未満児に係る定員枠について、保育所等の面積や職員数に依り、3歳以上児の定員枠に振替え
- ・ 定員枠の振替えに伴う、3歳未満児の受入れについては、保育所等整備交付金や保育所等改修費等支援事業を活用して、小規模保育事業所・保育所等分園等を設置し、受入れ枠を確保

(イメージ)



(別添 3)

医療的ケア児保育支援モデル事業実施要綱

1 事業の目的

医療的ケア児保育支援モデル事業は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

都道府県等において看護師、准看護師、保健師、助産師（以下「看護師等」という。）を雇い上げ、保育所等に必要に応じて看護師等を派遣する等の取組を行い、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。

4 実施方法

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

(3) 対象事業

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に

合わせた支援を行うことを前提とした上で、以下の①に加え、必要に応じて②から④の取組を複合的に実施する。

① 都道府県等において看護師等を雇い上げ、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、対象児童が必要とする医療的ケアの頻度等に応じて看護師等を派遣し、医療的ケアを実施する。

なお、医療機関等において雇い上げた看護師等を保育所等に派遣する方法も可能とする。

② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条第 1 項の認定特定行為業務従事者をいう。）となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する以下の取組。

ア 保育士の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付費負担金において給付の対象となる保育士 1 人当たり年間 3 日分を除く。）

③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士の加配を行う。

④ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業。

（4）留意事項

① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、自治体職員等を含めた検討会議を設け、保育内容を検討するなど、適切な保育の実施につなげること。

② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

5 個人情報保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6 実施主体の選定及び事業の評価

- (1) 国は、上記4(3)に掲げる事業を実施する都道府県等について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす都道府県等のうち、厚生労働省が設置する検討委員会による事業内容の審査を経て決定する。
- (2) 当該事業を実施した都道府県等は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣宛て提出すること。
- (3) 当該都道府県等は、事業の適切な実施を期するため、当該検討委員会において事業に対する評価を受けるものとする。

7 費用

国は、上記4(3)に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添4)

家庭支援推進保育事業実施要綱

1 目的

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 対象児童

本事業の対象児童は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童であること。

4 対象保育所

本事業の対象保育所は、3に該当する児童が入所児童の40%以上である保育所とする。

なお、3に該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

5 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 対象保育所に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。
- (2) (1)により配置された保育士は、3に該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

6 国の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(案)

雇児発 0000 第 0 号
平成 29 年 ※ 月 ※ 日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応しつつ、安全・安心な保育を行うため、事故防止の取組強化、認可外保育施設に対する届出の促進と衛生対策支援、保育所等の広域利用支援に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、事故防止の取組強化及び認可外保育施設支援等事業を次により実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「広域的保育所等利用事業の実施について」及び平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設の衛生・安全対策事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。ただし、平成 28 年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

記

第 1 事業の種類

- 1 保育所等の事故防止の取組強化事業
- 2 保育施設・事業の届出に伴う ICT 化推進事業
- 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- 4 広域的保育所等利用事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 保育所等の事故防止の取組強化事業実施要綱（別添1）
- 2 保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業実施要綱（別添2）
- 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱（別添3）
- 4 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添4）

保育所等の事故防止の取組強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「保育所等」という。）における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、事故防止、事故発生時の対応等に必要な知識、技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 重大事故防止のための研修事業

実施主体は、都道府県を原則とする。

ただし、都道府県での実施が困難等の場合、実施主体を市町村（特別区を含む。以下同じ。）とすることができる。この場合であっても、都道府県はできる限り、市町村と連携及び支援を行い実施するものとする。

なお、上記における連携及び支援が困難な場合、市町村が単独で実施することも差し支えない。

また、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）は、当該都道府県等が適当と認める者に本事業の一部又は全部を委託することができる。

(2) 重大事故防止のための巡回支援指導事業

① 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を対象とする場合

実施主体は、都道府県（指定都市、中核市を含む。）を原則とする。

② 保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業を対象とする場合

実施主体は、市町村を原則とする。

なお、実施主体が市町村の場合の実施方法については、都道府県が市町村と連携及び支援を行い実施又は市町村が単独で実施のいずれの方法であっても可能とする。

また、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める者に本事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業の内容

(1) 重大事故防止のための研修事業

保育所等における保育中の重大事故を防止するため、保育所等の職員等を対象

とする事故防止、事故発生時の対応等に必要な知識、技術の修得、資質の確保に必要な研修を実施する。

また、保育所等の職員等を対象とする研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

(2) 重大事故防止のための巡回支援指導事業

保育所等における保育中の重大事故を防止するため、巡回支援指導員を配置する。

巡回支援指導員は保育所等を巡回し、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）や保育所等がそれぞれ満たすべき基準の遵守状況、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言又は指導等の巡回支援指導を行う。

また、これらの実施のために必要な費用の一部を補助する。

4 実施要件等

(1) 重大事故防止のための研修事業

① 対象者

ア 保育所等に勤務する保育士又は保育教諭

イ 保育所等に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員等）の職員

ウ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者 等

② 実施内容

以下の通知の解説等、保育所等における事故防止、事故発生時の対応に必要な知識、技術の修得、資質の確保に資する内容とする。

ア 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 27 年 2 月 16 日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）等通知）

イ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成 28 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官等通知）

ウ 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（平成 28 年 3 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）等通知）

③ 実施方法

ア 研修日程等

研修の開催日、時間帯、時間数等については、地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。

イ 講師

講師については、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定し、研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。

ウ 定員

研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。

④ 修了証書の交付、研修修了者名簿の作成・管理

ア 修了証書の交付

研修の全科目を修了した者（以下「研修修了者」という。）に対して、修了証書を交付すること。修了証書については、当該研修名、修了証書番号、研修修了者の氏名、研修修了者の生年月日、修了年月日、都道府県等又は都道府県等の長等を明示すること。

イ 研修修了者名簿の作成・管理

研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿（以下「研修修了者名簿」という。）を作成すること。研修修了者名簿については、都道府県等が、個人情報として十分な注意を払った上で、その責任において一元的に管理すること。

⑤ 研修参加費用

研修参加費用のうち、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担すること。

(2) 重大事故防止のための巡回支援指導事業

① 巡回支援指導員の配置

都道府県等は、保育所等に対し、巡回支援指導を行うための「巡回支援指導員」を配置する。

② 巡回支援指導員の業務

巡回支援指導員は、都道府県等の管内の保育所等への巡回支援指導を行うものとし、その主な内容は以下のとおりとする。

ア 保育所等の保育において、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）に関する助言又は指導

イ 保育所等がそれぞれ満たすべき基準の遵守状況に関する助言又は指導

ウ 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言又は指導

③ 巡回支援指導員の要件

巡回支援指導員は、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者であること。

ア ②に掲げる業務に関する専門的な知見を有する者

イ 本事業の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施することができる者

④ 留意事項

本事業は、巡回支援指導により保育所等に対し助言、指導を行い、重大事故を防止することを目的としていることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。

- ア 保育所等の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告の有無について適切に判断し、効果的な巡回支援指導を行うこと。
- イ 巡回支援指導員は、巡回支援指導を行った保育所等について、相談内容等を記録、管理し、継続的な支援に努めること。
- ウ 都道府県等は、巡回支援指導員に対する助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。
- エ 都道府県等は、巡回支援指導員と連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。
- オ 都道府県等は、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図り、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条に基づく認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげること。
- カ 巡回支援指導の結果の公表については、必要に応じて検討すること。

5 委託事業者への委託

本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 委託事業者は、研修を実施する場合における講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。
- (4) 委託事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。
- (5) 本事業の委託に当たっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人や子育て支援団体等、事故防止の研修、助言又は指導に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。

6 留意事項

- (1) 都道府県等は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
- (2) 都道府県等及び委託事業者は、事業実施上知り得た各事業の対象者の秘密の保持について、十分留意すること。
- (3) 都道府県等及び委託事業者は、各事業の対象者が知り得た個人の秘密の保持について、当該対象者が十分に留意するよう指導すること。
- (4) 都道府県等は、本事業の実施に際し、都道府県等発行の広報紙等による広報や、

保育所等への周知など、積極的に周知を図ること。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 2

保育施設・事業の届出に伴う ICT 化推進事業実施要綱

1 趣旨

認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業者（以下「認可外の施設・事業者」という。）からの事業開始、届出事項の変更、事業の廃止、休止に係る届出又は運営状況報告（以下「各届出・報告」という。）について ICT 化を推進し、手続の利便性の向上による認可外の施設・事業者からの各届出・報告の促進及び都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）における事務負担の軽減を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市とする。

ただし、都道府県から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 に定める事業開始等の届出及び同法第 59 条の 2 の 5 に定める運営状況の報告について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき権限委譲が行われている場合は、市町村とする。

3 事業の内容

(1) 目的

都道府県等が、認可外の施設・事業者による各届出・報告、当該届出・報告情報のデータベース化等に係るシステム（以下「認可外届出・報告等業務支援システム」という。）を構築するための費用の一部を補助することにより、認可外の施設・事業者からの各届出・報告の促進及び都道府県等における事務負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 対象経費

本事業の対象となる費用は、認可外届出・報告等業務支援システムの開発及び構築、運用開始のために必要な経費とする。

また、認可外届出・報告等業務支援システムの構築に当たって必要となる備品等の購入、運用開始に当たって必要となるマニュアルの整備・研修、既存の各届出・報告情報との整理・統合にかかる経費、システム改修経費等を含めても差し支えない。

(3) 認可外届出・報告等業務支援システムの機能

認可外届出・報告等業務支援システムは、手続の利便性の向上による認可外の施設・事業者からの各届出・報告の促進及び都道府県等における事務負担の軽減に資するものである必要があることから、少なくとも下記の機能は必ず記載して

いなければならない。

- ① 各届出・報告を行う個別の認可外の施設・事業者が判別できる機能
- ② 児童福祉法第59条の2及び第59条の2の5に基づき都道府県等が定める各届出・報告の様式並びに厚生労働省が定める報告様式（別紙）を元に作成された申請フォームであって、認可外の施設・事業者の端末の画面上で直接必要な事項の入力、選択ができる機能
- ③ 認可外の施設・事業者が、各届出・報告の申請フォームに入力した情報を一時的に保存でき、中断後、一時保存した状態から継続して入力ができる機能
- ④ 認可外の施設・事業者が、事項の入力完了後、各届出・報告の申請フォームに入力した情報を送信前に確認できる機能
- ⑤ 認可外の施設・事業者が、送信したデータを自らの端末に保存できる機能
- ⑤ 認可外の施設・事業者から送信された各届出・報告情報について、各届出・報告及び各事項で区分し、一覧表にする機能（ローデータ（※）として集約し、保存する機能）
※ローデータについては、適切な加工及び出力が可能なものとする。
- ⑥ ローデータの一部を抽出し、厚生労働省が定める報告様式に自動的に入力する機能

（4）認可外届出・報告等業務支援システム（本項において「システム」という。）の使用イメージ

- ① 認可外の施設・事業者からの申請により、個別のIDと仮パスワードを付与。（1者について、付与されるIDは1つとする。）
- ② 認可外の施設・事業者が付与されたIDによりログインし、仮パスワードを本パスワードに設定。
- ③ ログインした認可外の施設・事業者が、各届出・報告の申請フォームを選択し、選択した申請フォームに係る各事項を自らの端末の画面上で入力、選択。
- ④ 全ての事項の入力完了後、送信前にシステムの機能により入力内容の自動エラーチェック及び認可外の施設・事業者が申請フォームの入力ページとは別のページで自らエラーチェック。
- ⑤ 認可外の施設・事業者が、各届出・報告をシステムに送信、自らの端末に保存。
- ⑥ システムは、送信された情報を、各届出・報告及び各事項で区分し、一覧化（ローデータとして集約）した上で保存。
- ⑦ システムの機能により、ローデータの一部の情報を厚生労働省が定める報告様式に自動入力。

（5）厚生労働省への報告

認可外の施設・事業者からの各届出・報告に係る情報について、当該年度の3

月末日時点の情報を厚生労働省が定める様式に入力し、翌年度の4月末日までに厚生労働省保育課（ninkagaihoiku@mhlw.go.jp）宛てに報告する。

4 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添3

認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱

1 事業の目的

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 対象者

本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員とする。

4 実施要件

- (1) 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。
- (2) 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。

5 事業の実施手続

- (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議すること。
- (2) この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

広域的保育所等利用事業実施要綱

1 事業の目的

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の（１）～（１０）の施設・事業（以下「保育所等」という。）

- （１）保育所
 - （２）認定こども園
 - （３）小規模保育事業
 - （４）家庭的保育事業
 - （５）事業所内保育事業
 - （６）地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設
 - （７）国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設
 - （８）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設
 - （９）特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号若しくは同項第 3 号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業（幼稚園型）若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。）
 - （10）特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業（幼稚園型）又は私学助成等により預かり保育を実施している施設
- の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。以下同じ。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の（１）及び（２）に掲げる経費について補助を行うものである。

（１）こども送迎センター事業

保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

（２）代替屋外遊戯場送迎事業

保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) こども送迎センター事業

- ① 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れているために送迎が必要な児童とする。
- ② 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、送迎センター1施設当たりの登録児童数は概ね6人以上とし、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、利用保育所等の保育士等が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。
- ④ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。
- ⑤ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ⑥ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑦ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

- ⑧ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑨ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

（2）代替屋外遊戯場送迎事業

- ① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。
- ② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象となること。複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ③ 保育所等ごとに該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。
- ④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童1人につき3.3㎡以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。

あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。

- ⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。
- ⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑦ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第78条第3号の有償運送の許可が必要であること。

5 留意事項

保育所等のうち、上記1の（6）～（10）の施設・事業を対象として本事業を実

施する場合、上記4の(1)②又は(2)②における単独の保育所等の利用により本事業を実施する場合については、『『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について』(平成28年4月7日雇児発0407第2号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。ただし、この場合であっても、上記1の(10)の施設については、単独の利用により本事業を実施することはできず、上記1の(1)～(9)の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。